

みやぎ税務会計事務所通信

《 2020年3月 》



税務の話題

「青色申告」と「白色申告」のこと

確定申告の「青」と「白」—— 皆さま“何となく”でもお聞きになったことがあると思います。ただ、実は所得税法には「白色申告」という言葉は無く、「[青色の申告書]で提出することができる申告書」のことを「青色申告書」ということから、国税庁の資料でも、便宜上「白色申告」と表現されているようです。今月は、1年に1度のタイムリー(?)な所得税確定申告のお話です。

「青色申告」は所得限定！

所得は10種類に区分されますが(2019年2月号参照)、このうち、「青色」の申告書を提出できるのは、不動産所得・事業所得・山林所得 のある方だけです。(「ふ」「じ」「さん」は青い)と覚えましょう！)

今回は、「不動産所得」と「事業所得」に絞ってお話ししていきます。

「限定」ということは...

要件を満たすことで「青」だけに認められた特典もあるのですが、共通点もあります。

「青」と「白」の共通点

簡単にいうと、「記帳」と「帳簿などの保存」は必須です。(「白」は多少の簡略化が可能です)

「青」で提出したいときは

「青色申告承認申請書」を税務署長に提出します。期限は、[その年の3月15日まで]。

「65万円据え置き」の要件

今までの

- ① 複式簿記で記帳
- ② 申告書に貸借対照表・損益計算書などを添付
- ③ 期限内申告

という3要件に加え、次のいずれかを満たすことが必要。

- (1) 確定申告書をe-taxで送信(電子申告)
- (2) 電子帳簿保存

こちらも申請が必要！(通常は開始する日の3ヶ月前まで)ただし、令和2年分は9月30日までに提出すれば認められます。一般的な会計ソフトも対応していますよ！

「青色申告」は相当の特典あり！

1. 青色事業専従者給与
届出書を提出することで、その範囲内で家族に支払う給与(労務の対価として相当であると認められる金額)が必要経費として認められます。
2. 貸倒引当金(事業所得のみ)
売掛金等の貸倒れによる損失の見込額(上限あり)を必要経費に算入できます。
3. 青色申告特別控除
令和1年分までは一定の要件を満たすことで「65万円」の控除が認められていましたが、令和2年分以後の確定申告については、改正があります！

	【現行】	【改正1】	【改正2】
(青色申告特別控除)	合計 103万円 65万円	55万円	合計 113万円 65万円
(基礎控除)	38万円	48万円	48万円

国税庁ハンプレット
「令和2年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります!!」より抜粋

[改正1]
青色申告特別控除額 10万円が、基礎控除額 10万円に振り替わります。(2月号でご案内した給与所得控除からの振替と同じ部分です)

[改正2]
一定要件を満たすと、青色申告特別控除額が65万円据え置きとなります。(つまり控除額が10万円増額されます!)